

令和8年度から従業員50人未満の企業も義務化

ストレスチェック☑ 制度の実施について

ストレスチェックは従業員50人以上の企業において年1回の実施が義務化され、令和8年度から法改正により**従業員50人未満の事業所も対象となる予定ですすべての企業で実施が義務化となります**。ストレスチェックの実施結果に対して、高ストレス者の改善に向けてのフォローが大切です。できる限り早期から職場でのメンタルヘルスに関する相談窓口を設置するなど**従業員が気軽に相談できる支援体制**を構築していくことが重要となります。

法令に基づくストレスチェック制度は、ストレスチェックと面接指導から構成されています。一体的に実施することをお勧めします。また、料金は従業員数や貴社のストレスチェック担当者の作業量により変動します。詳細はお問い合わせください。なお、個人情報保護に配慮した取組みが重要になります。貴社の実施体制を考慮した上でご検討ください。



一般社団法人産業精神保健機構ストレスチェック料金体系 (従業員数50名程度の場合)

業務内容	料金(税別)	詳細
基本利用料	20,000円	
実施料金	500円	ストレスチェック単価
集団分析費用	20,000円	集団分析、職場返却用レポート作成費用
事前面接費	5,000円	30分の単価、公認心理師、精神保健福祉士による事前面接

- 実地訪問による面接指導の際は、別途交通費等がかかる場合がございます。
- 上記料金50名程度の事業所の料金になります。従業員数に応じて変動します。
- 医師による面接指導はこの料金表には含まれません。
- 実施体制によっては、別途実施者選任が必要になります。
- 料金につきましては御見積させていただきます。お問い合わせください。

一般社団法人産業精神保健機構 担当 松岡 康彦 (公認心理師 精神保健福祉士)

〒252-0239 神奈川県相模原市中央区中央三丁目12番3号 相模原商工会館1階
TEL.090-3137-9027 mail:yasuhikonana@gmail.com <https://www.omho.or.jp/>

